

レンタカー貸渡約款

有限会社レジェンドプランニング

キャンピングカーレンタル イーキャンライフ

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 本約款は、有限会社レジェンドプランニング（以下「当社」という）が運営するキャンピングカーレンタル イーキャンライフ（以下「当店」という）が貸し渡す貸渡自動車（以下「レンタカー」という）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。

本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

第2章 貸渡契約

(予約)

第2条 借受人は、レンタカーを借りるに当たって、あらかじめ車種、開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者その他の借受条件を明示して予約をすることができるものとし、当店は保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

2 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

3 前項により予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という。）の締結に着手しなかったときは、予約は取り消されたものとします。

4 第1項の借受条件を変更する場合には、あらかじめ当店の承諾を受けなければならないものとします。

(貸渡契約の締結)

第3条 当店は、貸渡しできるレンタカーがない場合又は借受人が第9条各号に該当する場合を除き、借受人の申し込みにより貸渡契約を締結します。なお、当店は、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し運転免許証及び運転免許証以外の身元を証明する書類の提出並びに借受期間中に借受人と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めるとともに、運転免許証及び提出された書類の写しをとることがあります。

2 貸渡契約の申し込みは、前条第1項に定める借受条件を明示して行うものとします。

3 当店は、貸渡契約を締結したときは、別に定める貸渡料金を申し受けます。

(貸渡契約の成立等)

第4条 貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込金は貸渡料金の1部に充当されるものとします。

2 当社は、事故、盗難その他当店の責によらない事由により予約された車種のレンタカーを貸し渡すことができない場合には、予約と異なる車種のレンタカー（以下「代替レンタカー」という。）を貸し渡すことができるものとします。

3 前項により貸し渡す代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種の貸渡料金により高くなるときは、予約した車種の貸渡料金によるものとし、予約された車種の貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

（貸渡契約の解除）

第5条 当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号の一に該当したときは、何らの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合には、当社が前項により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

（1）この約款に違反したとき。

（2）借受人の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき。

（3）第9条各号に該当することとなったとき。

2 借受人は、レンタカーが借受人に引き渡される前の瑕疵により使用不能となった場合には、**第22条第3項**による処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができるものとします。

（不可抗力事由による貸渡契約の中途終了）

第6条 レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。

2 借受人は、前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとします。

（中途解約）

第7条 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合には、借受人は、**第25条**の中途解約手数料を支払うものとします。

2 借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障のため貸渡期間中に返還したときは、貸渡契約を解約したものとします。

3 前項によりレンタカーを返還したときは、当社は第4条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

（借受条件の変更）

第8条 貸渡契約の成立した後、第3条第2項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2 当店は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

(貸渡契約の締結の拒絶)

第9条 当店は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していないとき。
- (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (4) 予約に際して定めた運転者とレンタカー引渡時の運転者とが異なるとき。
- (5) 過去の貸渡しについて、貸渡料金の支払いを滞納しているとき。
- (6) 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。
- (7) 過去の貸渡し(他のレンタカー事業者の貸渡しを含む。)において、**第30条**に掲げる事項に該当する行為があったとき。
- (8) チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。
- (9) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。

(貸渡不能時の免責)

第10条 当店は、事故、故障、自然災害、不可抗力、第三者の行為その他やむを得ない事由により貸渡ができない場合、受領済みレンタル料金の返金をもって一切の責任を免れるものとし、当店の責めに帰すべき事由による場合を除き宿泊費・交通費・逸失利益等は一切補償しないものとします。

第3章 貸渡自動車

(開始日時等)

第11条 当店は、第3条第2項で明示された開始日時及び借受場所で、第14条に定めるレンタカーを貸し渡すものとします。

(貸渡方法等)

第12条 当店は、借受人が当店と共同して道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認したうえで当該レンタカーを貸し渡すものとします。

2 当店は、前項の確認において、レンタカーに整備不良等を発見した場合には、交換等の処置を講ずるものとします。

3 当店は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとします。

第4章 貸渡料金

(貸渡料金)

- 第13条 本店が受領する第4条の貸渡料金は、レンタカー貸渡時において地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金表によるものとします。
- 2 本店が受領する貸渡料金の額は、基本料金及び貸渡しに付帯する付帯料金の合計額とします。

第5章 責任

(定期点検整備)

- 第14条 本店は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

(日常点検整備)

- 第15条 借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

(借受人の管理責任)

- 第16条 借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
- 2 前項の管理責任者は、レンタカーの引渡しを受けたときに始まり、本店に返還したときに終わるものとします。

(禁止行為)

- 第17条 借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。
- (1) 本店の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
 - (2) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等本店の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。
 - (3) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改造する等、その原状を変更すること。
 - (4) 本店の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
 - (5) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
 - (6) 本店の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。
 - (7) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
 - (8) 車内での調理
 - (9) 高さ制限違反
 - (10) 土足禁止箇所への侵入

(11) 当店の承諾なく、レンタカー車内において喫煙（電子タバコ・加熱式タバコを含む）を行うこと。

(12) 当店の承諾なく、ペットを同乗させること。

(13) 前各号の行為またはこれに準ずる行為により、車内に著しい臭気（タバコ臭、ペット臭その他不快な臭い）を発生させること。

2 借受人は、前各号に違反した場合、当社が必要と認める清掃費用、消臭費用その他一切の損害を負担するものとします。

（違法駐車の場合の措置等）

第18条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。

2 当店は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当店の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当店は、レンタカーが警察により移動された場合には、当店の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3 当店は、前項の指示を行った後、当店の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当店は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

4 当店は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

5 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当店は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当店の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

- (1) 放置違反金相当額
 - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
 - (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
- 6 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当店の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当店の求めに応じないときは、当店は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるものとします。
- 7 借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。

（自動車貸渡証の携帯義務等）

第19条 借受人は、レンタカーの借受期間中、第12条第3項により交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとします。

2 借受人は、自動車貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

（賠償責任・保険・補償）

第20条 借受人は、レンタカーの使用により第三者または当店の損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、借受人の責めに帰さない事由による場合を除きます。当店は、レンタカーについて、対人賠償無制限、対物賠償無制限（免責額最大20万円）、人身傷害1名につき5,000万円、車両時価（免責額最大20万円）の自動車保険に加入しています。借受人は、前項の保険に定める免責額および保険適用外の損害について負担するものとし、その負担額が高額となる場合があります。無免許運転、飲酒運転、事故未報告、無断延長、約款違反その他保険会社の定める免責事由に該当する場合は、保険および補償は適用されません。また、事故、故障、汚損等により車両の修理または清掃が必要となり営業に支障が生じた場合、借受人は休業損害として、ACEは1日3万円（上限60万円）、ねむていは1日2万円（上限40万円）、軽ワゴンは1日1万円（上限20万円）を負担するものとします。

第6章 自動車事故の処置等

（事故処理）

第21条 借受人は、レンタカーの借受期間中に事故が発生したときは、事故の大小にかか

わらず法令上の処置をとるとともに、次の各号に従い処理するものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を当店に報告すること。
- (2) 当該事故に関し、当店および当社が契約する保険会社が必要とする書類または証拠を遅滞なく提出すること。
- (3) 第三者と示談または協定を行う場合は、あらかじめ当店の承諾を得ること。
- (4) レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き、当社または当店の指定する工場で行うこと。

2 借受人は、前項各号の義務に違反し、当社への報告を行わなかった場合（無申告）は、違約金として 150,000 円を支払うものとします。

3 借受人は、前各項のほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。

4 当店は、借受人のため当該事故の処理について助言を行い、その解決に協力するものとします。

（補償の範囲）

第 2 2 条 第 20 条の保険および補償は、当社が締結する損害保険契約および保険約款の定めに従い適用されるものとします。

2 第 20 条に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とします。

3 当社が、借受人の負担すべき損害額を立替えて支払った場合には、借受人は直ちにその全額を当社に支払うものとします。

（故障等の処置等）

第 2 3 条 借受人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

2 借受人は、レンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタカーの引き取り及び修理に要する費用を負担するものとします。

3 借受人は、レンタカーの貸渡し前に存じた瑕疵により使用不能となった場合には、当社からの代替レンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとします。

4 借受人は、前項に定める処置を除きレンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に請求できないものとします。

5 借受人は、事故によらないレンタカーの汚損、破損、鍵の紛失、備品の損害等について、その修理費用、清掃費用、交換費用その他一切の損害を全額負担するものとします。

（不可抗力事由による免責）

第 2 4 条 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとします。借受人は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

2 借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡し又は代替レ

レンタカーの提供をすることができなくなった場合には、これにより生ずる 損害について当店の責任を問わないものとします。当店は、この場合、直ちに借受人に連絡するものとします。

第7章 取り消し、払戻し等

第25条 借受人は、第2条の予約をしたにもかかわらず、借受人の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、別に定めるところにより予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払いがあったとき、当店は予約申込金を返納するものとします。

- 2 当店は、第2条の予約を受けたにもかかわらず、当店の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、予約申込金を返納するものとします。
- 3 第2条の予約があったにもかかわらず、前2項以外の理由により貸渡契約が締結されなかった場合には、予約は取り消されたものとします。この場合、当店は予約申込金を返納するものとします。
- 4 当店及び借受人は、貸渡契約を締結しなかったことについて、前3項に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

(中途解約手数料)

第26条 借受人は、第7条第1項の中途解約した場合には、解約までの期間に対応する貸渡料金のほか、次の中途解約手数料を支払うものとします。

中途解約手数料 = 未経過期間の基本料金の100%

(貸渡料金の払戻し)

第27条 当店は、次の各号に該当するときは、それぞれ各号に定めるところにより借受人から受領した貸渡料金の全部又は一部を払い戻すものとします。

- (1) 第5条第2項により借受人が貸渡契約を解除したときは、受領した貸渡料金の全額
 - (2) 第6条第1項により、貸渡契約が終了したときは、受領した貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約が終了となった期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額
 - (3) 第7条第1項により、借受人が中途解約したときは、受領した貸渡料金から貸渡しから中途解約により返還した期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額
- 2 前項の払戻しに当たっては、中途解約手数料その他受領すべきものがあるときは、これと相殺することができるものとします。

第8章 返還

(レンタカーの確認等)

第28条 借受人は、レンタカーを当社に返還するとき、通常の使用による摩耗を除き、引渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとします。

- 2 当店は、レンタカーの返還に当たって借受人の立ち合いのうえ、レンタカーの状態を

確認するものとします。

- 借受人は、レンタカーの返還に当たって、当店の立合いのうえ、レンタカー内に借受人又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当店は、返還後の遺留品について責を負わないものとします。

(レンタカーの返還時期等)

第29条 借受人は、レンタカーを借受期間内に返還するものとします。

- 借受人は、第8条第1項により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金又は変更前の貸渡料金と超過料金のうち、いずれか低い方の金額を支払うものとします。

(レンタカーの返還場所等・車両特性)

第30条

レンタカーの返還は、第3条第2項により明示した返還場所に返還するものとします。ただし、第8条第1項により返還場所を変更した場合には、変更後の返還場所へ返還するものとします。

- 借受人は、前項ただし書の場合には、返還場所の変更によって必要となる回送費用を負担するものとします。

- 借受人は、第8条第1項による当店の承諾を受けることなく、所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次の算式による返還場所変更違約金を支払うものとします。

返還場所変更違約金 = 回送費用 × 100%

- キャンピングカーは特殊な構造および装備を有する車両であるため、故障、事故その他の事由により使用不能となった場合において、当店は代替車両の提供義務およびこれに伴う損害賠償責任を負わないものとします。ただし、当店の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

(レンタカーが乗り逃げされた場合の措置)

第31条 当店は、借受人が貸渡期間満了のときから72時間を経過しても前条第1項の返還場所にレンタカーの返還をせず、かつ、当店の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明等乗り逃げされたものと認められるときは、刑事告訴を行うなど、法的手続のほか、(社)全国レンタカー協会へ乗り逃げ被害報告をする等の措置をするものとします。

- 当店は前項に該当することとなった場合には、あらゆる方法により、レンタカーの所在を確認するものとします。
- 第1項に該当することとなった場合、借受人は、第19条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人の探索に要した費用を負担するものとします。

(信用情報の登録と利用の合意)

第32条 借受人は、前条に該当することとなったときは、客観的な貸渡事実に基づく信用情報が、(社)全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること、並びにその情報が(社)全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されることに同意するものとします。

第9章 雑則

(個人情報の利用目的)

第33条 本店が借受人の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- (1) レンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成するなど、事業許可の条件として義務づけられている事項を遂行するため。
- (2) 借受人に、レンタカー及びこれらに関連したサービスの提供をするため。
- (3) 借受人の本人確認及び審査をするため。
- (4) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2 第1項各号に定めていない目的以外に借受人の個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を明示して行います。

(遅延損害金)

第34条 借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、本店に対し年率10%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

(契約の細則)

第35条 当社は、この約款の実施に当たり、別に細則を定めることができるものとします。

2 本店は、別に細則を定めたときは、当社の営業所に掲示するとともに、本店の発行するパンフレット及び料金表にこれを記載するものとします。又これを変更した場合も同様とします。

(合意管轄裁判所)

第36条 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則

本約款は、令和8年5月1日から施行します。